

習志野市教育委員会会議録
(令和元年第8回定例会)

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 期 日 | 令和元年8月28日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時34分 |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 小 熊 隆
委 員 古 本 敬 明
委 員 赤 澤 智 津 子
委 員 高 橋 浩 之 |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 櫻 井 健 之
生涯学習部長 齊 藤 勝 雄
学校教育部参事 小 澤 由 香
学校教育部次長 天 田 正 弘
生涯学習部次長 村 山 典 久
学校教育部副参事 小 平 修
学校教育部副参事 府 馬 一 雄
学校教育部副参事 佐々木 博 文
学校教育部副技監 江 口 浩 雄
生涯学習部副参事 吉 岡 治
教育総務課長 中 野 充
学校教育部課長 本 間 千佳子
指導課長 蓮 一 臣
学校給食センター所長 大河内 俊 彦
総合教育センター所長 笹 生 康 世
生涯スポーツ課長 三 橋 智
青少年センター所長 渡 辺 雅 和
菊田公民館長 長 島 裕 子
大久保公民館長 河 栗 太 一
大久保図書館長 岡 野 重 吾
学校教育部主幹 利根川 賢
学校教育部主幹 村 山 貴 弘
学校教育部主幹 齊 藤 洋 介
学校教育部主幹 永 田 容 子
学校教育部主幹 青 野 孝 幸
生涯学習部主幹 藤 原 友 哉
生涯学習部主幹 中 村 裕 美
学校教育部主任管理主事 野 村 健 一
指導課主任指導主事 杉 山 健 一
指導課主任指導主事 窪 田 準 子 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 第1回習志野市いじめ問題対策委員会及び第1回習志野市いじめ問題対策連絡協議会について
- (2) 工事請負契約の変更について(谷津小学校全面改築工事(給排水衛生設備工事))
- (3) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)

第3 議決事項

議案第42号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

議案第43号 令和2年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

議案第44号 習志野市指定文化財の指定について

第4 協議事項

協議第1号 公民館への指定管理者制度の導入の拡大について

協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

「臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(2)及び報告事項(3)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、報告事項(2)は議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和元年第7回定例会及び第2回臨時会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 第1回習志野市いじめ問題対策委員会及び第1回習志野市いじめ問題対策連絡協議会について (指導課)

蓮指導課長

報告事項(1)「第1回習志野市いじめ問題対策委員会及び第1回習志野市いじめ問題対策連絡協議会について」、説明する。

令和元年7月8日月曜日に第1回習志野市いじめ問題対策委員会、7月31日水曜日に習志野市いじめ問題対策連絡協議会を開催したので報告するものである。

いじめ問題対策委員会では、1学期のいじめのアンケートの集計結果の報告と、市内で起きたいじめの事例を基に、委員から意見をいただいた。委員からは、「教員に相談をすることは敷居の高いことであると児童生徒は思っているので、教員から積極的に教育相談を実施してほしい」という意見をいただいた。また、「いじめとはどのようなものなのか、いじめにあったら何をしたらよいかを積極的に授業などで学習させ、校内で相談できる人がいることを教えてほしい」という意見をいただいた。事例については、「初期対応における組織のあり方や、被害生徒や保護者への対応、加害生徒と母親へのケアも大切になる」と指摘を受けた。

いじめ問題対策連絡協議会では、東京家政大学非常勤講師である山浦秀男氏に、科学的データに基づく学級経営について講演をしていただいた。委員からは、「データを基に子どもの実態を捉えることで、いじめの問題解決が見えてくると思うので活用を検討してほしい」という意見をいただいた。

委員からの指摘や意見を受け、いじめに対して的確に対応し、子どもたちが安心して、学校において学習ができるよう、指導していきたいと思う、と概要を説明

古本委員

いじめ防止サミットについて、詳しく教えていただきたい、と質問

蓮指導課長

子どもたちの活動によっていじめを未然に防ぐものである。来年度を目途に市内の各小中学校から男子1名、女子1名ずつ集め、いじめに特化した集会を開き、行動目標や、スローガン等を出していきたいと考えている、と回答

古本委員

この活動は学校ごとに行うのか、それとも、各学校の児童生徒が一か所に集まって行うのか、と質問

蓮指導課長

市内の各小中学校から男子1名、女子1名ずつを一か所に集めて開こうと考えている、と回答

古本委員

いじめ問題対策連絡協議会で講演を行っているが、外部講師を入れ、別の意見を聞きながら、組織として対応していくことは良いことだと思うので、今後もぜひ続けていただきたい。外部の意見を取り入れなければ画一的になってしまうし、教師への負担も増えると思う。教師一人の負担にならず、児童生徒が安心して学校に行けるような形を作れば良いと思う、と要望

蓮指導課長

今後とも続けていきたいと思う、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

議案第42号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について (教育総務課)

利根川学校教育部主幹

議案第42号「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。

まず、点検評価の構造である。本市の教育の方向性を定めているのは、習志野市教育基本計画である。この基本計画の実施計画にあたるものが、習志野市教育行政方針であり、年度ごとに策定をしている。そして、この習志野市教育行政方針に基づき、教育施策が確実に実施されているかについて、点検・評価を行い、次年度の教育行政方針策定に生かしている。

はじめに、幼児教育に関する点検・評価である。基本方針1と基本方針2が主に幼児教育に係る基本方針である。基本方針1「生きる力の基礎を育む幼児教育の向上」では、自然体験や遊び、交流活動などの実体験と読み聞かせなどの言語活動をバランスよく指導計画に位置付けることで、豊かな感性と言語表現力、思考力の芽生えを培うことができた。また、特別支援教育においては、臨床心理士や特別支援アドバイザーなどと連携を図ることで、保育指導や、保護者支援に生かすことができるなど、成果を上げている。

課題としては、個別の支援が必要な幼児が各クラスに一定数いることから、幼児一人一人の発達に応じた指導ができるよう、特別支援教育に関する職員研修を充実させることにある。また、園児の学校就学に向けて、通常学級や特別支援学級などから、よりよい学びの場が選択できるよう、園生活の様子を丁寧に伝えていくことが必要となっている。

続いて、学校教育に関する点検・評価である。基本方針3から基本方針6までが主に学校教育に係る基本方針である。基本方針3「信頼を築く習志野教育の進展」では、特別支援教育において、市内小中学校23校へ特別支援学級を開設する計画と、それに伴う準備を行い、新たに特別支援学級や通級指導教室が開設される学校や、通級指導教室から特別支援学級へ変更する学校の保護者に向けて説明会を実施した。その結果、平成31年4月までに全ての小中学校に特別支援学級を整備できた。また、習志野高校においては、部活動を基軸とした学校づくりを継続しつつ、授業改善やきめ細かな進路指導を行うことで、さらに魅力ある学校づくりを推進することができた。

課題としては、ICT機器の整備が挙げられる。スライド資料7ページ目は、大久保小学校でタブレット型パソコンを使って学習を行っている様子である。ICT機器の利活用は、児童生徒の学力向上にも直結する課題であり、今後の重要課題として取り組んでいく。

続いて、生涯学習に関する点検・評価である。基本方針7から基本方針11までが主に生涯学習に係る基本方針である。基本方針8「文化財の保存と活用」においては、旧大沢家住宅を活用し、親子を対象とした絵本の読み聞かせとして「おはなし会」を初めて実施するなど、成果を上げている。スライド資料9ページ目は、「おはなし会」の様子である。歴史のある家屋が持つ独特の雰囲気によって、子どもたちがお話の世界に浸って話を聞いている様子がよくわかる。文化財の特徴を生かした事業となっている。

また、生涯スポーツにおいては、第一カッター球場を会場として世界女子ソフトボール大会を開催したり、第一カッターフィールドを会場としてアメリカンフットボールの公式戦を開催したりすることで、多くの市民にトップチームの観戦機会を提供するなど、成果を上げている。

続いて、報告書20ページ目から26ページ目は、「Ⅲ 継続する課題の再評価」である。例えば報告書25ページ目の基本方針15「安全で潤いのある学校環境整備」の、平成30年度の点検・評価では、谷津小学校の全面改築工事を進めるとともに、谷津南小学校のバス通学については、現状を把握・検証し、より良い対応を検討していくとの課題が示された。そこで、平成30年度中に再度課題に取り組み、その結果、達成度はAで、方向性は「継続」となっている。スライド資料12ページ目は、谷津小学校の全面改築工事の様子である。平成30年度から工事に着手している。今後も、学校や、施工業者との打ち合わせなど引き続き取り組む必要がある。また、谷津南小学校のバス通学においては臨時便を運行するなどの対応を取った。しかし、バス通学をする児童は今後も増加する見込みであり、本課題に対しては継続して取り組むべきとの評価となっている。このようなことから、再評価での取り組みをAとし、方向性は「継続」となっている。

最後に、「Ⅴ 有識者からの意見聴取の結果」である。前回協議していただいた際に、「意見聴取の結果を掲載するべき」との指摘をいただいたことから、掲載したものである。

スライド資料13ページ目は、基本方針8「文化財の保存と活用」と、基本方針9「芸術文化の振興」に関する意見である。埋蔵文化調査室については情報発信を、文化振興に関しては工夫した取り組みをしてほしいとの指摘を受けた。その他の取り組みについても、いただいた意見について検討し、改善に努めていきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

前回と比較して、わかりやすくなったと思う。報告書27ページ目の「Ⅴ 有識者からの意見聴取の結果」についてだが、例えば、基本方針1「生きる力の基礎を育む幼児教育の向上」に対し、「幼稚園教育要領には『人間関係』が教育内容に示されているが、評価に示されていない。」との指摘があるが、この意見はどこに生かされているのか、と質問

利根川学校教育部主幹

有識者からいただいた意見聴取の結果は、報告書7ページ目の「総括的 point 点検・評価」に反映するようにしている。しかし、総括的 point 点検・評価に反映できていない部分もあるので、それについては今後の取り組みに反映していきたいと考えている、と回答

古本委員

有識者から具体的に意見をいただいているが、それに対する反映状況が見えづらいというのは問題があると思う。一つ一つに対する有識者からの意見に対し、しっかりと応えなくてはならな

と思う。積極的に改善をしていただきたい、と要望

利根川学校教育部主幹

委員の言うとおりでと思う。改善に向け、今後取り組んで行く、と回答

赤澤委員

「Ⅲ 継続する課題の再評価」の中に「休廃止」となっているものがあり、その基準は「目的が達成されたことにより、休廃止するもの」とされている。報告書26ページ目の基本方針18にPDCAサイクルに関する項目があるが、これについては廃止するということによろしいか、と質問

利根川学校教育部主幹

来年度から新たな教育振興基本計画が始まるため、現行の教育基本計画に対するPDCAサイクルは休廃止としている。しかし、PDCAサイクルについては引き続き取り組んで行く、と回答

赤澤委員

対象となる計画が変わるという理解でよろしいか、と質問

利根川学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

小熊教育長

報告書27ページ目の基本方針5「子どもを未来につなげる教育の展開」に記載の、「安易に授業で使える資料とするのではなく、授業改善につながる資料としてほしい。」という部分について、詳しく説明していただきたい、と発言

笹生総合教育センター所長

今年度4月18日に全国学力・学習状況調査が実施され、7月31日に全国と各県の平均正答率の結果が公表された。本市の結果はいずれも全国平均や千葉県平均を上回っていた。本市の傾向は全国とほぼ同様であった。現在、習志野市学力向上推進委員会において、本市の結果について分析を進めているところである。そして、分析結果を基に、指導改善の方策について委員とともに総合教育センターにおいて資料を作成している。それを学校に配布し、授業改善に役立てるよう進めている、と回答

小熊教育長

先ほどの説明の中でICT機器の整備に課題があるとあったが、その部分について詳しく説明していただきたい、と発言

笹生総合教育センター所長

小学校12校のパソコンのリース更新に伴い、昨年度末に学習用パソコン40台をタブレット型パソコンに変え、整備を行った。今年度は、リース更新のなかった4校にタブレット型パソコンを11台配置した。また、谷津小学校を除く小中学校22校については、無線LANの整備を行った。現在、タブレット型パソコンは1千64台で、1台当たりの児童生徒数は12.2人となっている。来年度から令和4年度までの間で、タブレット型パソコンを各校80台、全体で毎年1千840台ずつ

整備していくと、令和4年度には1台当たり2.0人まで引き上げられることになる。予算要求を行いつつ整備していく計画を考えている。教職員が使用する校務用パソコンは、現在720台ある。教職員の人数や、故障等の台数を含めて考えなくてはならないが、その分については現在不足しており、十分に校務用パソコンは整備されていない状況であるが、順次整備を進めていく予定である、と回答

小熊教育長

教育委員会として、ICT機器の整備にしっかりと取り組まなくてはならないと捉えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第42号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第43号 令和2年度習志野市立幼稚園園児募集要項について (学校教育課)

齊藤学校教育部主幹

議案第43号「令和2年度習志野市立幼稚園園児募集要項について」、説明する。

議案第43号は、習志野市立幼稚園管理規則の規定に基づき、令和2年度習志野市立幼稚園の園児募集要項を定めようとするものである。

はじめに、「1 募集人員」についてだが、詳細については、資料5ページ目の別表1を見ていただきたい。募集人員は、習志野市立幼稚園管理規則第17条に基づいて募集するものであり、5歳児については、令和元年6月30日現在の4歳の園児数より募集人員を算出している。参考として、市立こども園短時間児についても資料に記載をしている。

「2 応募資格」についてだが、これについては記載のとおりである。

続いて、「3 応募できる幼稚園等」についてだが、資料6ページ目の別表2のとおり、特に変更はないが、昨年度に引き続き、A地域である第一中学校区、第五中学校区には市立こども園が整備されていないことから、A地域に居住の方も市立こども園に応募ができるよう、徒歩または自転車での登降園を原則としながら、園区を越えて応募ができる特別措置を設けている。

それ以降の「4 入園願書・認定申請書の配布」から「13 追加募集」については、今年度10月より始まる幼児教育・保育の無償化に伴い、給付認定に係る申請書など提出書類の追加があるが、昨年度から日程以外の変更はない、と概要を説明

高橋委員

1点目として、別表1を見ると必ずしも幼稚園の需要が高くないように見える。教育委員会として、今後習志野市の幼稚園をどのようにしていくというような方針はあるのか。2点目として、こども園に在籍する子どもが増えていると思うが、習志野市の幼児教育という観点から考えた場合、幼児教育の質や量はこども園が増えるにしたがい、どのように変わっていき、どのような評価がされているのか。3点目として、習志野市の小学校に入学する児童で、幼稚園、保育所、こども園等に通っていなかった子どもはいるのか、と質問

佐々木学校教育部副参事

1点目についてだが、現在の子ども・子育て支援事業計画が今年度で終わり、来年4月からの

次期「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、作業に取りかかっており、その中で、ニーズ調査を行った。ニーズ調査の結果の取りまとめはまだできていないが、働き方改革に伴い、共働き夫婦や、今は働いていないが就労したいという希望が増えているという傾向は捉えている。そのような中で、幼稚園需要は減少し、保育需要は毎年増えるという傾向にある。本市としては、まずは7つの中学校区にこども園を作り、公立として拠点整備を行うという考えである。幼稚園については、今後の幼稚園需要を見据えるとともに、今後園児数が減少することが想定されるので、将来的にはこども園に統合していくことを考えている。

2点目について、本市として、こども園は子育て支援の拠点と定めている。通常の幼稚園であれば4歳児・5歳児の教育となるが、こども園に関しては今年の4月から3歳児の教育を始めている。3歳から教育をしていくことで、教育の質も高めていきたいと考えている、と回答

小澤学校教育部参事

本市は平成に入ってから幼稚園需要が激減しており、1クラス20名を割るという状況も続いている。それに伴い、平成12年から本市の幼稚園・保育所をどう再編していくかの検討に入り、平成15年度に習志野市こども園構想を立ち上げ、幼稚園・保育所についてはこども園へと変革させていくという方向性を定めた。これに伴い、平成21年に具体的な整備計画が策定され、この計画に基づき、中学校区を基本に7つのこども園を整備することを決めた。基本的に、幼稚園についてはこども園に統合していくことになるが、その他施設については保育需要があるところにこども園または私立保育園を置き、私立化を図っていく方向性を示している。

幼児教育の質の検証については、平成13年度から今後の本市の幼児教育をどうしていくかの検討の中で、本市独自の基準カリキュラムを策定した。この基準カリキュラムについては、幼稚園・保育所・こども園全ての施設において本市の幼児教育の最低基準を定め、教育の確保をしていくということで、教育の内容の担保を図っている。このカリキュラムについては3年ごとに見直しをしており、これを現在の幼稚園・保育所・こども園、また、私立施設においてもできるだけ活用してもらうことで、本市全域に渡り、教育の質の確保を図っている。

3点目についてだが、幼稚園・保育所・こども園に通っていない子どもの数については、現在、無償化の対応に伴い、通っていない子どもの把握に努めているが、現状では確実な状況を答えられない、と補足

高橋委員

働き方改革や、保護者の希望に沿って動くというのは必要だと思うが、単に希望に沿うだけでは習志野市の幼児教育のためにはならないと思った。今の説明を聞いて安心した、と発言

本間学校教育課長

3点目の質問について、平成30年5月1日現在の数値になるが、就学児童数1千564名中、保育経験なしの子どもが5名である。4月に入学した後、各小学校が調査をした結果である、と回答

高橋委員

そのような子どもたちが学校生活に適應していけるかに関して、少し心配が残る。幼い頃に付く力というのはたくさんあると思うので、そのあたりも検討いただきたい、と要望

赤澤委員

別表2についてだが、A地域の場合はこども園が整備されていないため、全てのこども園を選択することができるということだと思うが、幼稚園を選ばずにこども園を選ぶということは、こども園の短時間保育を選択するということであり、保育園ではなくこども園を選ぶということは、こども園の長時間保育を選択するということであると思う。幼稚園とこども園という選択肢がある中で、保護者は比較をするかと思うが、そこにはどのような違いがあるのか、と質問

小澤学校教育部参事

基本的にこども園には短時間児と長時間児があり、短時間児は幼稚園対象児、長時間児は保育所対象児となる。こども園における幼児教育については、これまで幼稚園で行われてきた内容とほとんど変わらず、同様の教育が実施されている。14時以降は長時間児が残り、個々の状況に合わせた支援を中心として行っている。保護者が選択する際には、こども園の短時間児と公立幼稚園についてはほとんど同じになる、と回答

赤澤委員

こども園を選ぶか、幼稚園を選ぶかに関しては、提供される教育は質的には同じであるため、保護者にとってはそれほど変わらないということによろしいか、と質問

小澤学校教育部参事

そのとおりである。これまで、それぞれの公立幼稚園・保育所が統合されてこども園となっている。保護者については、これまで公立幼稚園を選択されていた方はこども園を選択している。先ほどA地域にはまだこども園が整備されていないと説明したが、今年度からこども園でのみ3歳児教育を開始した。これまで、私立幼稚園との共存・共栄という観点から公立幼稚園・こども園については4歳児からの受け入れしか行っていなかったが、無償化等の社会情勢の変化に伴い、私立幼稚園の方々にも説明した後に、今年度からこども園では3歳児からの受け入れを行った。3歳児からの教育の保障に一步踏み出している、と回答

古本委員

現実的に幼稚園児の数は減っていると思うが、先生の数はどうなっているのか、と質問

齊藤学校教育部主幹

幼稚園には各クラスに正規職員が配置されている。こども園については、臨時的任用職員含めて各クラスに配置できている、と回答

古本委員

例えば、定員210名に対し、210名分の先生が配置されているのか。もしくは、クラス数に応じた先生がいるのか。定員に満たない園児数となった場合、クラスを担当しない先生がでしまうかと思うが、そういう方はどうしているのか、と質問

齊藤学校教育部主幹

次年度の入園児の状況に応じてクラス編成を行い、クラス数を見た上で先生を配置している。定員で配置しているということはない、と回答

古本委員

園児数が減っているが、クラスを担当しない先生は幼稚園からこども園への配置に変更となるということではよろしいか、と質問

齊藤学校教育部主幹
そのとおりである、と回答

古本委員
職員の人数は急に増減できるものではないので、長期的に見て新人も採用しつつ、かつ過剰にならないように考えながら採用も含めて考えていただきたい、と要望

齊藤学校教育部主幹
職員の採用については、しっかりとした予測に基づき、計画的に行っていきたいと思う、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第44号 習志野市指定文化財の指定について

(社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事

議案第44号「習志野市指定文化財の指定について」、説明する。

本件については、令和元年習志野市教育委員会第7回定例会において、指定に関して習志野市文化財審議会に諮問するという議案を提出し、8月5日に開催された令和元年度第1回習志野市文化財審議会へ諮問した。その結果、文化財審議会で審議され、習志野市指定文化財に指定すべき旨の答申が提出された。

答申内容としては、「本件は、第一次世界大戦における習志野俘虜収容所のような、俘虜の暮らしぶり、近隣住民との交流など、市域における近代の情報を伝える資料として極めて貴重である。本件は習志野市指定文化財に指定すべき歴史上価値の高い歴史資料であると考え。以上をもって、答申とする。」とされている。

この答申を踏まえ、ドイツ捕虜関係資料を習志野市指定文化財に指定することについて、議案を提出するものである、と概要を説明

古本委員

習志野市にはこれ以外にも数々の指定文化財があると思うが、それらの展示状況はどのようになっているのか、と質問

吉岡生涯学習部副参事

指定文化財については8件ある。このうち、藤崎にある大イチョウについてはその場所にあるが、他の民具などについては教育委員会内で管理している状況である、と回答

古本委員

自分の住むまちを知る良い機会になると思うので、場所がないのであれば、企画展でも良いので発掘物も含めて市民に公開していただきたい、と要望

吉岡生涯学習部副参事

先ほど、教育委員会内で管理していると答弁したが、一部、市役所と総合教育センターで展示しているものもある、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 公民館への指定管理者制度の導入の拡大について

(菊田公民館)

長島菊田公民館長

協議第1号「公民館への指定管理者制度の導入の拡大について」、説明する。

スライド資料2ページ目、「1. 今後の指定管理について」である。現在、市内の公民館では、7つの公民館のうち、新習志野公民館にのみ指定管理者制度を導入している。これを、令和3年4月より、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館においても導入していきたいと考えている。令和3年4月から導入する理由としては、令和元年11月から利用が始まる習志野市生涯学習複合施設に中央公民館を設置し、各公民館の指揮及び事業推進並びに総合調整を行うなどの業務運営体制が整ったこと、また、新習志野公民館の3年間の指定管理導入について、概ね良好との評価をいただいたことである。

スライド資料3ページ目、「2. 指定管理者制度 導入の経過」であるが、平成17年度から導入について検討を始め、平成24年習志野市教育委員会第1回定例会において、平成26年度に公民館に指定管理者制度を導入するという方向性を説明した。その後、検討を進め、平成26年習志野市教育委員会第4回定例会において、試行的に新習志野公民館に平成27年度から平成29年度の3年間導入すること、3年後の継続や他の公民館への拡大については、試行期間の評価を踏まえて検討することを報告した。そして、平成27年度から試行的に新習志野公民館に指定管理者制度を導入した。

スライド資料4ページ目、「3. 新習志野公民館への導入の成果」であるが、資料4ページ目から9ページ目の指定管理者実績評価表のとおり、総合評価においてA評価となっている。毎年行うモニタリングの結果、事業の拡大・事業内容の充実、また、日々の運営についても良好であることを確認した。また、利用者満足度調査結果においても、約95%の方が「良くなった・概ね良くなった」と回答している。導入の効果としては、サービスの向上と経費の削減が挙げられる。サービスの向上では、事業の拡大、開館日の拡大が図られ、経費の削減では、毎年800万円程度削減されている。これらのことから、平成30年度からは5年間の指定管理者制度を本格的に導入し、運営を行っているところである。

スライド資料5ページ目、「4. 各公民館の現状」であるが、現在、本市には7つの公民館がある。このうち、新習志野公民館のみ指定管理者が運営・管理を行っている。大久保公民館は、11月から中央公民館として開館する。中央公民館は習志野市生涯学習複合施設内にある。この施設全体の運営を指定管理者が行うことから、建物の運営管理、貸館業務のみ指定管理者が行い、今まで行っていた講座事業等は直営で行うこととなっている。屋敷公民館は、令和2年4月に中央公民館に機能統合するため、令和2年3月末で閉館となる。実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館は、現在直営で運営・管理・事業を行っているが、令和3年4月から新習志野公民館と同様、運営・管理・事業を指定管理者が行っていくことを考えている。菊田公民館は、習

志野市公共施設再生計画第2期計画の令和2年度から令和7年度の期間中に、今後の方向性を決定することとなっている。

以上、説明したとおり、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館への指定管理導入を令和3年4月から行うことで進めていきたいと考えている。導入拡大をするうえで、配慮すべき点等、御意見をいただきたい、と概要を説明

古本委員

質が上がっているの、指定管理者を導入するのは良いと思うが、現在の公民館の職員はどのような方が多いのか、と質問

長島菊田公民館長

現在、公民館では一般的には正規職員として館長が1名、職員が1名、臨時採用職員が2名、相談員という立場で日々雇用職員が1名いる、と回答

古本委員

館長はどのような方が多いのか、と質問

長島菊田公民館長

現在は一般職行政職員である、と回答

古本委員

今までの経験を公民館長の職に生かせる方が館長を務めていると思うので、そのような有能な方が館長の職ではなくなるのであれば、別の場所でも活躍いただきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

＜報告事項(2)及び報告事項(3)については非公開。

ただし、報告事項(2)については、
令和元年8月29日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(2) 工事請負契約の変更について(谷津小学校全面改築工事(給排水衛生設備工事))
(教育総務課)

村山学校教育部主幹

報告事項(2)「工事請負契約の変更について(谷津小学校全面改築工事(給排水衛生設備工事))」、説明する。

谷津小学校全面改築工事の給排水衛生設備工事に関しては、契約金額の変更をすることについて、教育長による臨時代理を行い、市長に申し入れをし、令和元年教育委員会第2回臨時会において、その報告を行ったところである。そして、市長に申し入れを行った金額について、市長事務部局において精査を行った結果、金額の変更が生じたので、報告をするものである。

市長への申入れ額は、1億9千651万5千300円であったが、最終的には、1億9千648万5

千600円で、令和元年習志野市議会第3回定例会に議案を提案することとなる。今後、提案にあたっては市長事務局と調整を行った中で取り組んでいきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)

(教育総務課)

天田学校教育部次長

報告事項(3)「臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)」、概要を説明

報告事項(3)は了承された。

小熊教育長が

令和元年習志野市教育委員会第8回定例会の閉会を宣言